

立川市議会交際費支出基準

(目的)

第1 この基準は、議長、副議長及び常任委員会の委員長（以下「議長等」という。）が、議会運営その他儀礼的關係等により交際上必要とする経費で、交際費から支出されるものについて、必要な事項を定めるものとする。

(支出の範囲、額等)

第2 交際費は、議長がその職務上及び職務上儀礼的に必要な交際について、別表に基づいてこれを支出するものとし、副議長及び常任委員会の委員長にあつては別表のうちB及びCに該当する場合につき支出することができる。ただし、別表に該当する事項であっても、各種集会、式典等でその目的が宗教的意味合いをもつものと判断されるものについては、支出しないものとする。

2 その他、新たに支出の必要が生じたときは、議長がその都度他との均衡を失しないよう配慮して、支出額を決定する。

(前渡金の保管)

第3 議会事務局次長（以下「次長」という。）は、交際費の支出のためあらかじめ一定額を資金前渡の方法により、会計管理者より交付を受け、適切に保管しなければならない。この場合、前渡金額を交際費経理簿（以下「経理簿」）という。）に記入するものとする。

(領収書等の整備、保管等)

第4 次長は、第2の規定に基づき交際費を支出した場合は、経理簿に記入のうえ、支出にかかわる領収書等を整備し、保管しておかなければならない。ただし、領収書等を徴することができないものについては、この限りでない。

(議長への報告)

第5 次長は、交際費の執行状況について、毎月の初めに前月分を議長に報告しなければならない。

(附則)

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表 議長交際費支出基準表

A 弔慰金等

※弔慰金等は下表により支出する。

対 象	区 分		配 偶 者 ・ 子 ・ 実 父 母		義 父 母	
	本 人		香 典	生 花	香 典	生 花
立 川 市 議 会 議 員	10,000	○	10,000	○	ケースによる	ケースによる
(元)立川市議会議員	10,000	○	—	—	—	—
常 勤 特 別 職	10,000	○	10,000	○	ケースによる	ケースによる
(元)常勤特別職	10,000	○	—	—	—	—
近隣市町村等関係自治体の議長	10,000	○	ケースによる	ケースによる	—	—
地元選出の都議会議員・国会議員	10,000	○	ケースによる	ケースによる	—	—
非常勤特別職(行政委員会委員の現職)	10,000	○	ケースによる	ケースによる	—	—
その他(近隣市長・議員等で特に関係の深い場合)	10,000	○	—	—	—	—

※ 弔電の取り扱いは適宜判断する。

※ 香典は告別式等に参列する場合に支出する。

B 各種大会及び式典並びに各種団体の総会、懇親会等の会費

*会費相当分。ただし、会費が明記されていない場合、規模、実態、会場等により実費相当分を支出。

<例>ホテル…10,000円、その他…5,000円、学供施設等公共施設…3,000円。

C 姉妹都市等との渉外等及び議会又は委員会が行う視察に際した手土産その他議長が特に必要と認める経費

D その他

*公用名刺印刷代

*上記基準A～Cに区分できないもので議長が特に必要と判断したもの